

[支援策]

⑯その他

担当課	住宅課
担当係	県営住宅係
連絡先	058-272-8692

支援策名	県営住宅制度				
	関連HP	団体ホームページ			
対象者	住宅の確保に困っている方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	×
支援概要	<p>住宅の確保に困っている低額所得者の方向けに県営住宅を提供。</p> <p>【管理戸数】 ・6市2町（※）において、13団地4,286戸を管理 ※岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・各務原市・土岐市・垂井町・北方町</p> <p>【入居要件】 ①都道府県税を滞納していないこと ②同居者がいる場合は親族であること（単身可） ③住宅に困窮していること（同地区の公営住宅等に居住していないこと） ④収入基準額※を超えていないこと ※目安：通常158,000円/月、一定の条件を満たす場合259,000円/月 公営住宅法等に基づき算定を行うため、実際の毎月の収入とは異なる ⑤暴力団の構成員でないこと</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
申込先	岐阜県住宅供給公社（住宅に応じて本社の他に出張所等も可）				
申込方法	持参のみ				
申込時注意点	要本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）				
問合せ先	岐阜県住宅供給公社 ・本社（大垣市）（0584-81-8503） ・県庁西出張所（岐阜市）（058-214-7058） ・東濃建築事務所（多治見市）（0572-23-1111）				

[支援策]

⑯その他

担当課	住宅課
担当係	県営住宅係
連絡先	058-272-8692

支援策名	県営住宅制度（DV被害者・犯罪被害者・被災者向け）				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	DV被害や犯罪被害に遭われた方及び被災者の方のうち住宅の確保に困っている方	対象年齢	制限なし	匿名対応	×
支援概要	<p>DV被害や犯罪被害などに遭われた方で、速やかに新たな住宅の確保が必要である場合、一定の所得要件を満たしていない場合でも県営住宅を提供。</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定される保護等が終了した日から起算して5年を経過していない者 ・犯罪被害者 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかで、客観的に証明される者 ・被災者 市町村が発行する罹災証明書の交付が受けられる者 				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15				
申込先	県住宅課				
申込方法	持参・郵送				
申込時注意点	特になし				
問合せ先	県住宅課県営住宅係（058-272-8692）				